

## 宜野座村社会福祉協議会自動車等管理規程

### 第1節 管 理

(目的)

第1条 宜野座村社会福祉協議会（以下『村社協』という。）所有の自動車（乗用車、マイクロバス）等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(管理者)

第2条 管理者とは、会長並びに管理を委任された職員をいう。

(管理)

第3条 管理者は、自動車等の安全かつ効率的運用を図るため、その維持管理に留意されなければならない。

2 管理者は、自動車等の運転使用前に運行点検表に記入しなければならない。

3 管理者は、自動車等が職務の遂行に効果的に使用されるよう自動車等使用日誌（様式第1号）を作成し、管理する自動車等の運行を明確にしなければならない。

### 第2節 使 用

(使用申請)

第4条 自動車等を使用する責任者（以下『使用者』という。）が自動車等を使用するときは、その使用予定の1週間前（緊急やむを得ないときは使用前）に自動車等許可申請書（様式第2号）を管理者に提出しなければならない。

(使用の許可及び運行報告)

第5条 管理者は、前条の申込みを適当と認めたときは、自動車等の使用を許可するものとする。

2 使用者は、使用を終えたときは、自動車等日誌により管理者の許可を得なければならない。

### 第3節 ミニマイクロバス

(使用資格者)

第6条 次の各号に掲げる団体、村民はミニマイクロバスの使用を許可することができる。ただし、乗車人員は10名乗り用と15名乗り用とする。

(1) 老人会、婦人会、子ども会、民協、母子会、身障協

(2) その他、会長が認めた各種団体

### 第4節 注 意 事 項

(村社協の使用特例)

第7条 福祉車両の使用者は、次の各号のことをなさなければならない。

- (1) 関係法令等を守り、管理者の指示に従い、安全運転に努めること。
- (2) 使用者は、運行開始前に始業点検を行い故障を発見したときは、管理者に届け出るものとする。
- (3) 使用者は、乗車する者が他人に危害または迷惑を及ぼさないようにしなければならない。

#### 第5節 使用の特例

(村社協の使用特例)

第8条 福祉車両は、次の各号に掲げる場合は、第5条の規定に係わらず使用することができる。

- (1) 村社協の仕事に従事する場合
- (2) 村内各奉仕活動に関する場合

#### 第6節 運転手

(運転手の指定)

第9条 運転手は管理者の判断で指定することができる。

車両の運転手は予め申請したとおりに行き、みだりに交替してはならない。

#### 第7節 事故責任

(事故責任)

第10条 福祉車両を使用する者及び団体は、使用中におきた事故について、すべて責任を負うものとする。

#### 第8節 負担及び義務

(負担及び返納義務)

第11条 使用者は、使用后、燃料を補充し、洗車のうえ返納するものとする。

(取消)

第12条 管理者は福祉車両の使用を許可した後においても、次の各号に該当するときは、許可を取り消すことができる。

- (1) 許可条件に従わないとき。
- (2) 定員外の乗車をするとき。

附則

- 1 この規程は、平成元年11月2日から施行する。
- 2 この規程の制定以前に使用した事項については、この規程により許可したものとみなす。